

与論町子ども読書活動推進計画

令和4年6月

与論町教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的方針	1
第3章	子どもの読書活動の推進のための方策	1
I	発達段階に応じた取組	1
1	乳幼児期	
2	小学生期	
3	中学生期・高校生期	
II	家庭における子どもの読書活動の推進	2
1	子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2	家庭における子どもの読書活動の推進のための取組	
(1)	家庭での実践	
(2)	町における家庭への支援	
III	地域における子どもの読書活動の推進	2
1	町立図書館	
(1)	子どもの読書活動の推進における図書館の役割	
(2)	町立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組	
(3)	子どもの読書活動の推進のための町立図書館の機能強化	
2	民間団体等への支援	
(1)	民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施	
(2)	民間団体の活動の支援	
IV	学校等における子どもの読書活動の推進	4
1	こども園	
(1)	乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策	
(2)	家庭・地域との連携による読書活動の推進	
(3)	子どもの読書活動推進のためのこども園の機能強化	
2	小学校・中学校	
(1)	児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	
(2)	全教職員の意識高揚	
3	高等学校	
(1)	生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	
(2)	家庭・地域との連携による読書活動の推進	
(3)	全教職員の意識高揚	
4	障害のある子どもの読書活動の推進	
5	学校図書館の機能強化	
(1)	学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	
(2)	町立図書館や他校の学校図書館との連携・協力	
V	子どもの読書への関心を高める取組	7

VI	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	7
1	「子ども読書の日」を中心とした取組	
2	学校，図書館，民間団体等における各種情報の収集・提供	
3	学校，図書館，民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章	推進体制の整備	7
I	子ども読書活動の推進体制の整備	
II	地方公共団体における連携・協力体制の整備	
III	民間団体等との連携・協力の推進	8

第1章 はじめに

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要である。

本町においては、鹿児島県の推進してきた「1日20分読書」運動推進事業等に取り組み、子どもが読書に親しむ姿が様々な場面で見られるなど、一定の成果を上げてきた。しかし、現状においては、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書形成が十分でないなどの課題も残っている。また、近年の情報通信手段の普及は子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。児童生徒のスマートフォンなどの情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても留意する必要がある。

今後、すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたってその習慣を維持していくためには、子どもが読書活動に取り組むことができるような環境を、大人が責任を持って整備していくことが必要である。

そのため、本町は21世紀を担う子どもたちの読書活動の充実をめざし、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成29年3月に策定した「与論町子ども読書活動推進計画」を「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を基本に改訂する。本計画の実施期間は、令和4年度からおおむね5年間とする。

第2章 基本の方針

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要である。

また、読書環境の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取組を推進するとともに友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を推進し、主体的に本に関わる機会を増やすとともに、県が進めている「1日20分読書」運動を継続して行うことにより、「心に残る1冊の本」と出合えるよう取り組む。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

1 乳幼児期

- (1) 保護者による読み聞かせ
- (2) ブックスタート事業の実施
- (3) 職員、読書ボランティアによるお話会の開催
- (4) 朝の絵本の時間の設定
- (5) 安心して図書に触れることができるようなコーナーの確保

2 小学生期

- (1) 教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ

- (2) 音読の推進
 - (3) 一斉読書の時間の設定
 - (4) 家庭における読書の習慣化
 - (5) 児童が図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
- 3 中学生期・高校生期
- (1) 教科等による図書館を利用した「調べ学習」探求
 - (2) 担任や学校司書等によるお薦めの本の紹介
 - (3) 読書会やペア読書、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子ども読書活動は、日常の生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成される。

読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、子どもにとって身近な保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要である。テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本について話し合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働きかけることが望まれる。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭での実践

- ① 「1日20分読書」運動への取組を推進する。
- ② 我が家の「読書の日」、「読書の時間」等を設定し、家族みんなで読書に取り組む。

(2) 町における家庭への支援

- ① 乳幼児期に読書活動を支援するため、ブックスタート事業など、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努める。
- ② 家庭教育学級や諸行事、PTA研修会を通した啓発を図る。
- ③ 保護者を対象とする読書の重要性の理解を促すための講座を開設する。
- ④ 読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供に努める。
- ⑤ 役場・保健センター等、乳児に関わる事業を行う施設での本の紹介やチラシの配布等による保護者の啓発を図る。
- ⑥ 乳幼児だけでなく、小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努める。

III 地域における子どもの読書活動の推進

1 町立図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

町立図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもある。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりできる場である。

さらに、町立図書館は、定期的なお話会の実施、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、読書グループの支援な

ど、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている。

(2) 町立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

① 発達段階に応じた読書活動や図書館資料に関する情報提供

図書館だよりやホームページを活用し、定期的なお話会やイベントの開催及び新刊案内やお薦めの本等の情報提供に努める。

② 学校図書館・こども園との連携・協力

団体貸出や移動図書館（くじら号）による巡回貸出、読み聞かせ、ブックトーク等の読書活動や研修会等への支援を行う。

③ 高校生の不読率改善に向けた取組

高校生が薦める本のリストを作成し、ホームページに掲載したり、掲載された本のコーナーを設置したりするなど、友人同士で本を薦め合う活動の促進に努める。

④ 図書館相互や関係機関との連携・協力

子どもの読書環境を充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示等、読書活動に資する取組を推進する。

(3) 子どもの読書活動の推進のための町立図書館の機能強化

① 住民サービスの向上

ア 地域住民のニーズを踏まえた、図書館資料の充実、コーナー等の整備・充実を図る。

イ 家庭や学校からの図書館資料の検索を可能にするインターネット対応蔵書検索システム（OPAC）を導入する。

ウ 移動図書館車（くじら号）の活用促進を図る。

② 司書及び司書補ほか職員の資質向上

司書及び司書補は、図書館資料の選択・収集・提供、お話会やイベントの企画・実施、レファレンスサービスなど、子ども読書活動の推進に重要な役割を果たしている。専門職である司書及び司書補は、児童・青少年用図書等を含む図書館資料や読み聞かせ、ブックトークなどの子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付けるとともに、補助職員についても業務上一定の知識が求められていることから、すべての職員の資質向上が重要となる。町立図書館では、子どもたちや保護者の様々なニーズに適切にこたえられる司書の配置や子どもの読書活動に関する専門的知識・技術を習得するため、県立奄美図書館との連携による研修の充実等、今後一層の連携の充実を図り、積極的に研修会に参加し、図書館職員全員の資質向上に努める。

また、子どもの読書活動を推進するにあたっては、学校との連携・協力した取組が成果を上げることから、学校司書等を含む研修会等を実施し子どもの読書活動の推進を図る。

③ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、マルチメディアデージー図書・録音資料・LLブック等のやさしく読める資料・手話や字幕入りの映像等の整備、図書館利用の際の介助、対面朗読等の実施など、読書環境の整備が必要であり、町立図書館においても段階的にその整備が進められてきている。このうち、展示資料・録音資料については、「鹿児島県視聴

覚障害情報センター」を含む全国の視聴覚者情報提供施設がネットワークで結ばれており、貸し出しが可能となっていることから、その活用を図る。

2 民間団体等への支援

本町においては、民間団体として「芭蕉布」や「那間っ子ゆみんちゅ隊」「おはなしの木」が読み聞かせを開催するなど、子どもが読書に親しむ活動に取り組んでいる。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

① 既存の民間団体の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成するための研修会の開催に努める。

(2) 民間団体の活動の支援

① 民間団体の活動の場や機会の提供に努める。

② 民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力する。

③ 「子どもゆめ基金」等の事業の紹介及びサポート。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組まれるが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されている。

1 こども園

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

① 乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて、絵本や物語に親しむことができるよう計画的に取り組む。

② 異年齢交流において、小・中学生がこども園の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう取り組む。

③ 読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について保護者への啓発を行う。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

① 保護者に読み聞かせの様子を参観する機会の提供に努める。

② 親子読書グループ等とも連携を図った、読み聞かせを実施する。

(3) 子どもの読書活動推進のためのこども園の機能強化

① 乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努め、保護者、ボランティア等と連携・協力し読書環境の整備を推進する。

② こども園は、町立図書館の協力を得て、成長に応じた図書の選択に努める。

③ 読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、職員や保育士等の資質向上に務める。

④ 小学校入学を前に行われている「こども園研修会」の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子など校種間で情報連携を積極的に図る。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

① 文部科学省の「学校図書館図書整備5か年計画」を踏まえ、学校図書館図

書標準の計画的な達成を目指す。

- ② 全校一斉読書（朝読書含む。）の時間を設定し、教職員と児童生徒が一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図る。
- ③ 学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力育成のため、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を充実させることが求められていることから、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。
- ④ 学校司書や読書指導教員等を中心に、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル等の活動や、推薦図書コーナーの設置、図書館だよりの発行等、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図る。

また、調べ学習等に用いる図鑑や事典、新聞等の資料の内容についても校内で検討して充実させる。

- ⑤ 各教科等で学んだことを発展的に調べたり、読書によって慣れ親しんだりできるように、教科等の学習との連携が図れるよう図書館の機能を充実させる。
- ⑥ 委員会活動等、児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるような支援に努める。
- ⑦ 小中連携の取組の中で、読書体験や読書活動の様子について情報交換を行い、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進する。

(2) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められている。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要である。

- ① 司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例紹介に努める。
- ② 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努める。
- ③ 読書指導担当者等の部会や研修会を充実させる。
- ④ 校長・教頭・学級担任をはじめ、全教職員が範を示し積極的に移動図書館車（くじら号）を活用する。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日20分程度の読書に親しみ、読書活動が習慣化していくための取組を推進する。

- ① 不読率を減少させるための全校一斉読書等に積極的に取り組む。
- ② 学校図書館の利用を指導計画に位置付けて、意図的・計画的な読書活動を推進する。
- ③ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置等、生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介を行う。
- ④ 創造的かつ多様な読書活動を工夫し、生徒が読書のよさを体感できる活動に取り組む。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進する。

- ① 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等についての家庭への啓発に努める。
- ② 町立図書館や県立図書館・県立奄美図書館と連携した多様な読書活動を推進する。

(3) 全教職員の意識高揚

読書活動を指導するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であり、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められている。

- ① 司書教諭や学校司書等を中心とした全校体制での読書活動を推進する。
- ② 各教科等の内容に関連した図書館資料の整備・充実に努める。
- ③ 各教科等での図書館利用の促進を図る。

4 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進する。

- ① 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介
- ② 他校との資料や情報の交換
- ③ 盲学校で作成した点字図書及び点字図書館等の資料の活用促進
- ④ 読み聞かせなどの読書活動
- ⑤ 鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携促進

5 学校図書館の機能強化

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ① 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努める。
- ② 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努める。
- ③ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LAN整備，インターネットを利用した町立図書館との情報の共有を図る。
- ④ 児童生徒の言語能力，情報活用能力，問題解決能力，批判的吟味力等の育成を支え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての図書館の運営に努める。
- ⑤ 学校図書館の地域への開放に努める。
 - ・平日における学校図書館の開放を推進する。
 - ・長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放を促進する。

(2) 町立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

- ① 町立図書館からの団体貸出や町立図書館司書の積極的な活用を図る。
- ② 他校の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等の連携・協力を努める。

V 子どもの読書への関心を高める取組

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、継続して読書への関心を高める働きかけは重要であり、特に、高校生の時期の子どもは、友人同世代の者から受ける影響が大きい傾向にあることから、読書会・ペア読書・ストーリーテリング・ブックトーク・アニマシオン・ビブリオバトル・「子ども司書」・「読書コンシェルジュ」等の活動が期待されている。

VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。鹿児島県においては、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日としていることから、本町においても啓発・広報に取り組む。その他、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」等の広報・周知推進と取組の充実を図り、年間を通して子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努める。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発・広報することが大切である。

そこで、鹿児島県においては、県立図書館や県教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取組等を広く提供している。

本町においても、図書館だよりや町立図書館ホームページ等において町民への子ども読書活動の推進に関する啓発・広報活動の充実を図る。

3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

鹿児島県では、読書関係団体等により優良読書グループや優良親子読書会の表彰、図書館に対する功労者表彰など、優れた取組の奨励が行われていることから、町としては、その該当者を推薦していく。

今後、学校、図書館、民間団体及び個人の優れた取組を紹介し奨励するなど、子どもたちを含めた全町民の読書に対する意欲の向上に努める。

第4章 推進体制の整備

I 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・町・関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努める。

II 地方公共団体における連携・協力体制の整備

県は、「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等の配布、各市町村が取り組んだ施策等の情報の提供等、地域の特性を生かした取組を支援するとともに、市町村相互の連携・協力が図られるような場を設けるよう努める。

町においては、住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進

する。

Ⅲ 民間団体等との連携・協力の促進

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなる。

町においては、民間団体間の連携・協力を図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していく。